

評価項目及び評価点配分

市立豊中病院外来区域等清掃業務の委託契約に係る総合評価一般競争入札

平成20年5月12日 豊中市

豊中市 総合評価一般競争入札(平成20年5月12日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等															
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細																		
1	価格評価	500	500	契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 (評価点に差がない場合の落札候補者の決定方法) 総合評価の結果、評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、入札金額の低い者を落札候補者とする。 上記において、入札金額も同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。	価格評価点は、予定価格以下の金額で、かつ、低入札基準価格以上の金額で入札を行った者に対して、次に規定する方法で算出する。 低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(500点)とする。 予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。 低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(500点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。 低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(500点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。	入札書 (市指定用紙)	左記の評価内容の詳細による																
									2	(1) 研修体制	30	研修制度の設置	過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。	研修実施報告書(様式1) 研修実施計画書(様式2-1)	清掃技術及び接遇等の過去1年間(平成19年4月1日から平成20年3月31日までに実施した研修)の研修実施報告書(様式1)に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。<20点> 契約期間中の適正な履行を確保するための、清掃技術及び接遇等の研修実施予定状況及び研修内容を研修実施計画書(様式2-1)に基づき総合的に評価する。<10点>	研修実施報告書及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 研修実施計画書により確認を行う。 研修実施計画は仕様書に規定されたものと見做し、研修実施後は研修実施報告書、受講修了証及び研修レジュメにより確認を行う。							
																	(2) 業務実績	15	過去における業務実績	過去3年間の病院清掃の実績を評価する。 実績の対象となった病院の病床数を評価する。	委託業務履行証明書(様式2-2)	過去3年間(平成17年4月1日から平成20年3月31日まで)に履行が完了した病院清掃の実績を評価する。<10点> 実績の対象となった病院の病床数を評価する。<5点>	発注者が発行した委託業務履行証明書により確認を行う。
(4) 品質保証への取組	20	品質ISO認証への取組	品質ISO認証の取得状況	-1品質ISO登録証 -2品質ISOを申請中である旨の証明書	品質ISOへの取組状況を評価する。 -1 ISO9001取得者<20点> -2 ISO9001申請中の者<15点>																		
							30	自主検査体制	自主検査体制規定の整備状況を評価する。 当該業務における自主検査計画を評価する。	自主検査体制規定等(任意様式) 当該業務における自主検査計画書(任意様式)	自主検査体制の規定の有無及び内容<15点> 本業務における自主検査計画書の有無及び内容<15点>	自主検査体制の規定は仕様書に規定されたものと見做す。 自主検査計画に関する提案の内容は仕様書に規定されたものと見做し、所定の時期に自主検査報告を書面で求める。また、必要の都度、自主検査結果に伴う改善指示及び改善結果について書面で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が機能しているかを確認する。											

豊中市 豊中市 総合評価一般競争入札(平成20年5月12日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
3 公共性 施策反映 評価	(1)福祉への配慮	250	30	知的障害者の新規雇用	知的障害者の新規雇用予定者(現場就業は問わない)数に応じて評価する。	知的障害者新規雇用予定者数報告書(様式5-1) 就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	新規雇用予定者数に応じて評価(現場就業を問わない。) <30点> 雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる)とする。また、重度知的障害者(療育手帳の障害の程度がA)については、1名をもって2名分とする。 1週あたりの労働時間が10時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、1週あたりの労働時間が、10時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出する。また、重度知的障害者については、1週あたりの労働時間に2を乗じた時間で換算する。 [1名で10点とする。] ただし、本業務の公告日以前に、既に本業務における履行場所で就労している知的障害者を本項目の新規雇用予定者とする場合は、1名で5点とする。 [豊中市に居住する知的障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき5点(重度知的障害者も同様)を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して5点を加算する。]	・知的障害者新規雇用予定者数報告書により確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・知的障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数の内容は、平成20年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことができる。
			30	精神障害者の新規雇用	精神障害者の新規雇用予定者(現場就業は問わない)数に応じて評価する。	精神障害者新規雇用予定者数報告書(様式6-1) 就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	新規雇用予定者数に応じて評価(現場就業を問わない。) <30点> 雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる)とする。 1週あたりの労働時間が10時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、1週あたりの労働時間が、10時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出する。 [1名で10点とする。] ただし、本業務の公告日以前に、既に本業務における履行場所で就労している精神障害者を本項目の新規雇用予定者とする場合は、1名で5点とする。 [豊中市に居住する精神障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき5点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して5点を加算する。]	・精神障害者新規雇用予定者数報告書により確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・精神障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数の内容は、平成20年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことができる。
			30	身体障害者の新規雇用	身体障害者の新規雇用予定者(現場就業は問わない)数に応じて評価する。	身体障害者新規雇用予定者数報告書(様式7-1) 就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	新規雇用予定者数に応じて評価(現場就業を問わない。) <30点> 雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる)とする。また、重度身体障害者(身体障害者手帳1・2級)については、1名をもって2名分とする。 1週あたりの労働時間が10時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、1週あたりの労働時間が、10時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出する。また、重度身体障害者については、1週あたりの労働時間に2を乗じた時間で換算する。 [1名で10点とする。] ただし、本業務の公告日以前に、既に本業務における履行場所で就労している身体的障害者を本項目の新規雇用予定者とする場合は、1名で5点とする。 [豊中市に居住する身体障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき5点(重度身体障害者も同様)を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して5点を加算する。]	・身体障害者新規雇用予定者数報告書により確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・身体障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数の内容は、平成20年11月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことができる。

豊中市 総合評価一般競争入札(平成20年5月12日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目	評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等	
	分類	細分類	総点	個別点				項目
3 公共性 施策反映 評価	(1) 福祉への 配慮	250	30	就職困難者の新規雇用	就職困難者の新規雇用予定者(現場就業を問わない)数に応じて評価する。	就職困難者新規雇用予定者数報告書(様式8-1) 就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	新規雇用予定者数に応じて評価(現場就業を問わない。) < 30点 > 雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる)とする。 1週あたりの労働時間が20時間未満の雇用予定者については、換算の対象としないが、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出する。 [1名で5点とする。] [豊中市に居住する就職困難者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき5点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して5点を加算する。]	・就職困難者新規雇用予定者数報告書により確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就職困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数の内容として、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			27	知的障害者の雇用を実現するための支援体制	次の1.~5.について、知的障害者の雇用を実現するための支援体制の提案(豊中市内の就労支援事業相談窓口等の支援機関に相談を行った具体的な内容)の有無及び提案内容を評価する。 1.専任支援者の配置 2.個々の適性に応じた配置 3.職場内のサポート(専任支援者の配置以外)等のサポート体制 4.過去からの障害者雇用に関する取組 5.その他	知的障害者就業支援企画書(様式9-1) 知的障害者就業支援実施報告書(様式9-2)	支援体制の企画内容 1の専任支援者の配置の提案の有無及び内容 < 14点 > 2~5の提案の有無及び内容 2.個々の適性に応じた配置 < 6点 > 3.職場内のサポート(専任支援者の配置以外)体制 < 3点 > 4.過去からの障害者雇用に関する取組 < 2点 > 5.その他 < 2点 > 1の専任支援者の配置については必須項目で、1の評価が得られない場合は、2~5項目の評価は0点とする。	・知的障害者就業支援企画書(様式9-1)により、具体的な支援内容の確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。
			27	精神障害者の雇用を実現するための支援体制	次の1.~5.について、精神障害者の雇用を実現するための支援体制の提案(豊中市内の就労支援事業相談窓口等の支援機関に相談を行った具体的な内容)の有無及び提案内容を評価する。 1.専任支援者の配置 2.個々の適性に応じた配置 3.職場内のサポート(専任支援者の配置以外)等のサポート体制 4.過去からの障害者雇用に関する取組 5.その他	精神障害者就業支援企画書(様式10-1) 精神障害者就業支援実施報告書(様式10-2)	支援体制の企画内容 1の専任支援者の配置の提案の有無及び内容 < 14点 > 2~5の提案の有無及び内容 2.個々の適性に応じた配置 < 6点 > 3.職場内のサポート(専任支援者の配置以外)体制 < 3点 > 4.過去からの障害者雇用に関する取組 < 2点 > 5.その他 < 2点 > 1の専任支援者の配置については必須項目で、1の評価が得られない場合は、2~5項目の評価は0点とする。	・精神障害者就業支援企画書(様式10-1)により、具体的な支援内容の確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。
			40	新規雇用予定者に対する雇用条件等	新規雇用予定者に対する雇用条件を評価する。 新規雇用予定者に対する継続雇用促進に対する意思を評価する。	新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式11) 新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書(様式12)	本業務で加点の対象となった新規雇用予定者に対する雇用条件を総合的に評価する。 < 30点 > <評価内容 > 1.雇用期間 2.賃金及び各種手当の支給 3.有給休暇付与 4.各種保険加入及びその他事項 5.各種採用面接及びその他事項 6.労働基準法等の関係法令に抵触していないか等の確認(必要に応じ市のヒヤリング結果も含め)を行い、評価する。 本業務で加点の対象となった新規雇用予定者に対する継続雇用促進の意思を評価する。 < 10点 > ・詳細については、「新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書」(様式12)を参照のこと。	・新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式11)、新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書(様式12)、により確認(必要に応じ市のヒヤリング結果も含め)を行う。
			36	障害者の雇用率	障害者雇用率(平成17年から平成19年までの各6月1日現在のもの)を評価する。 雇用率が1.8%以下の場合は、評価は0点とする。	障害者雇用状況報告書	障害者雇用率(平成17年から平成19年までの各6月1日現在のもの)を評価する。 < 20点 > 雇用率が1.8%以下の場合は、評価は0点とする。	

豊中市 総合評価一般競争入札(平成20年5月12日公告) 評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
(2) 画へ女の共 同考慮		50	22	育児・介護の休暇及び休業制度への取組	育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定の有無及びその内容を評価する。	-1育児・介護等の休暇・休業制度の社内規定等(任意様式) -2育児・介護の休暇・休業制度等にかかる申請用紙等(任意様式) -3育児・介護の休暇・休業制度等にかかる過去1年間の実施状況報告書(任意様式)	育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定の内容等<22点> 評価内容 資料3の様式13-1 (1) 出産・育児関係(2)介護関係の休暇及び休業制度等の内容を評価する。4点 (3) 制度が利用しやすい職場づくりの内容を評価する。4点 (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の内容を評価する。4点 なお、法(育児介護休業法等)基準を明らかに下回る項目については、総合計点数から各1点の減点を行う。	・提案の内容及び育児・介護の休暇及び休業制度等に係る、有効性・実現性を確認するため、申請用紙等の関係書類や過去1年間の実施状況報告書(任意様式)などの提出を求め(必要に応じ市のヒヤリング結果も含め)、評価を行う。 ・必要の都度、契約期間中における実施状況報告書(任意様式)などの提出を求め、市の関係部局によるヒヤリングを行う。
			10	セクシュアル・ハラスメントの防止への取組	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定の有無及びその内容を評価する。	-1セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等(任意様式) -2カウンセラー・相談員等の配置状況(任意様式)	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定の有無及びその内容等<10点> <加点方法> 資料3の様式13-2 (1) 9点(各1点、なお、先頭項目は2点) (2) 5点(各1点、なお、先頭項目は2点) (3) 6点(各1点、なお、先頭項目は2点) の合計点数×1/2の少数第1位を四捨五入したものを加点する。	・提案の内容及びセクシュアル・ハラスメントの防止に係る、有効性・実現性を確認するため、カウンセラー・相談員等の配置状況(任意様式)などの提出を求め(必要に応じ市のヒヤリング結果も含め)、評価を行う。 ・必要の都度、契約期間中に、カウンセラー・相談員等の配置状況(任意様式)などの提出を求め、市の関係部局によるヒヤリングを行う。
			18	女性の会社経営方針決定等への参画	女性の会社経営方針決定過程等への参画状況を評価する。	男女共同参画の取組(様式13-3) -1 取締役及び監査役名簿(役職名・男女欄付)(任意様式) -2 管理職の名簿(名前欄、男女欄、役職名欄)(任意様式)	1. 取締役及び監査役への女性の参画<8点> 取締役及び監査役の女性1人につき2点(6点を限度とする) 代表取締役女性が含まれる場合 2点 2. 管理職における女性の割合 <10点> 従業員数により最大2.0の加算率を掛ける。	1. 履歴事項全部証明書及び役員名簿で確認する。 2. 管理職名簿及び就業規則、給与規則、給料表等で確認する。 3. 提案の内容及び有効性・実現性を確認するため、取組内容、実施状況が分かる書類(任意様式)等の提出を求め(必要に応じ市のヒヤリング結果も含め)、評価を行う。
(3) 環境への配慮		45	20	環境への取組	入札参加者の環境への取り組みを評価する。 (評価項目) 1. 環境ISO認証の取得状況 2. エコアクション21(これと相互認証するものを含む)認証の取得状況 3. 1~2以外の第三者認証制度を有する環境マネジメントシステム認証の取得状況	環境ISO登録証 環境ISOを申請中である旨の証明書 エコアクション21(これと相互認証するものを含む)登録証 エコアクション21(これと相互認証するものを含む)を申請中である旨の証明書 その他第三者認証制度の登録証 その他第三者認証制度を申請中である旨の証明書	・入札参加者の環境への取り組みを行っている内容(登録状況等)に応じて評価 <加点方法> ISO14001取得者<20点> ISO14001申請中の者<15点> エコアクション21(これと相互認証するものを含む)取得者<15点> エコアクション21(これと相互認証するものを含む)申請中の者<10点> その他第三者認証制度取得者<10点> その他第三者認証制度申請中の者<5点>	・各種登録証等により確認を行う。
			5	再生品の使用	当該業務に使用する資機材の再生品の使用状況を評価する。	資機材等再生品使用状況報告書(様式14)	再生品の使用状況(右記の注意事項を参照のこと)に応じて評価 ・5品目以上使用の場合 <5点> ・3品目以上5品目未満使用の場合 <3点> ・1品目以上3品目未満使用の場合 <1点>	・資機材等再生品使用状況報告書(様式14)により確認を行う。 報告書に記載された資機材と商品カタログの提出を求め突合せのうえ、確認を行う。 ・提案のあった資機材については、契約期間中、必要の都度(市の関係部局によるヒヤリングを含め)確認を行う。
			20	低公害車等の導入	低公害車等の導入状況を評価する。 豊中市アクションプラン指定低公害車の導入状況を評価する。	低公害車等導入状況報告書(様式15) 豊中市アクションプラン指定低公害車導入状況報告書(様式16)	・入札参加者の低公害車等の導入及び使用状況に応じて加点 低公害車等(天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、LPガス自動車)の導入台数を評価する。<1台当たり4点、最高8点> 入札参加者の事業場(本業務の契約履行に係る支店・営業所等の事業場をいう。)における豊中市アクションプラン指定低公害車の導入率を評価する。<12点> 車両総台数により最大2.0の加算率を掛ける。	低公害車等導入状況報告書(様式15)により確認を行う。 車検証の写しの提出により確認を行う。 豊中市アクションプラン指定低公害車導入状況報告書(様式16)により確認を行う。 車検証の写しの提出により確認を行う。
(4) 災害時の業務体制		20	20	災害時における業務の執行体制	-1 災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員確保等の社内体制を評価する。 -2 災害時に通常の契約業務以外における本市への柔軟な協力体制を評価する。	災害時等の業務執行体制提案書(様式17) 災害時の本市への協力体制提案書(様式18)	-1 災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するための社内体制の整備状況を評価する。<10点> -2 災害時に通常の契約業務以外における本市への柔軟な協力体制についての提案の有無及び内容を評価する。<10点>	・当該業務の履行期間中に、提案の内容を実施すべき事態が生じた時は、その対応状況について報告書(任意書式)の提出を求め、提案に沿った対応がなされたかについて(市の関係部局によるヒヤリングを含め)確認を行う。
合 計		1000	1000					